



H29 年 8 月 10 日

京都府知事 山田 啓二 殿

設立しようとする連合会の住所及び名称 /

京都市南区東九条明田町 8 番地 /

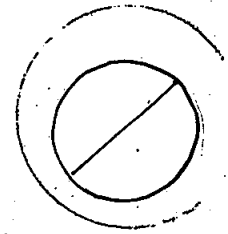
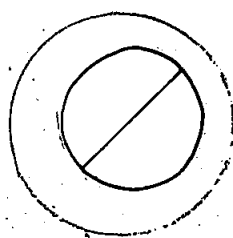
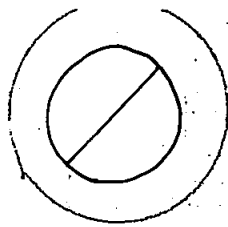
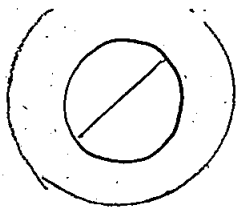
京都生コンクリート協同組合連合会 /

発起人代表 京都生コンクリート協同組

代表理事 井辻 喜和

中小企業等協同組合設立認可申請書

中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 1 項の規定により中小企業等協同組合の設立の認可を受けたいので、別紙の定款その他の必要書類を添えて申請します。



設立趣意書

1 設立の目的

京都府における生コンクリートの市場は、これまで、府内各地域に存在している協同組合のもとで組合員が結束し、品質の確保と経営の維持に努めてきたが、公共工事等の減少により、ピークであった平成8年度の290万 m^3 の出荷に対して、平成27年度の出荷実績は107万 m^3 と4割弱にまで縮小している。／
(出典：全国生コンクリート工業組合連合会・統計情報)

府内各地域の組合は、地域における生コンの需要動向の把握や円滑な供給を図る上で現在も重要な役割を担っているものの、落ち込んでいる市況の中で、少ない数量を奪い合う価格競争が激化し、倒産や閉鎖に追い込まれた工場も発生しており、現在の組合の地区のような限定された小さなエリアでは安定した受注機会を確保することが困難な状況になっている。／

一方で、輸送手段や生コンの品質、保存方法などが近年、向上しており、供給可能なエリアは拡大傾向にあるものの、各生コン工場では地域や時期によって出荷注文の凹凸が激しく、安定した経営環境ではないため、ミキサー車など固定経費の大きい車両を自社で確保する企業は減少傾向にある。／

この状況を打破するために、これまでの各地域の事情を踏まえた、従来の組合の機能は生かしながらも、受注規模に応じた柔軟で効率的な供給体制を組合連携のもと構築する必要がある、これによって、従来受注できなかった物件でも、スケールメリットを活かし、情報の一元化により、ジャスト・イン・タイムで各工場の生産状況や各車両の稼働能力に応じた効率的な生コン製造、供給が可能となり、安定的な受注の確保、生産性の向上、車両維持管理費や人件費などの削減効果も期待できる。

このような状況を踏まえ、各地域の組合の歴史や独自性は維持しつつ、ゆるやかな連合体を構築することにより、スケールメリットを生かし、今後も各事業者の経営安定、高品質な生コンクリート供給の維持を図り、ひいては業界振興や地域の発展に貢献することを目的として、このたび、「協同組合連合会」を設立するものであります。

2 組織及び事業の概要

(1) 名 称

京都生コンクリート協同組合連合会

(2) 地 区

京都市、向日市、長岡京市、宇治市、城陽市、木津川市、京田辺市、八幡市、綴喜郡及び相楽郡の区域とする。

(3) 事務所の所在地

京都市南区東九条明田町8番地
電話番号 (075) 691-4255

(4) 会員たる資格

- ① 生コンクリートの製造の事業を資格事業とする協同組合であること。
- ② 本会の地区内に事業場を有すること。

(5) 出資1口の金額及び出資払込みの方法

- ① 出資1口の金額 10万円
- ② 出資払込みの方法 一時に全額を払い込まなければならない。
- ③ 会員は、10口以上を持たなければならない。

(6) 事業計画の概要

- ① 共同販売に関する事業
本会が、所属員の製品を買取り、これを需要者に販売する。
- ② 教育及び情報の提供に関する事業
所属員等に対し経営、管理及び生産技術の向上を図るため、研究会、講習会等の実施及び情報を提供する。
- ③ 福利厚生に関する事業
所属員の死亡、傷害事故等に対して見舞金を支給する。

(7) 賦課金の額及び賦課徴収方法

- ① 賦課金の額 (会員1名 月額) 50,000円
ア 一般賦課金 50,000円
賦課率 平等割……会員1名月額 50,000円
- ② 賦課金の徴収方法
毎月末日までにその月分を本会事務所に納入するものとする。

(8) 役員の定数及び任期

① 役員の定数

理事 8人以上10人以内 /

監事 1人又は2人 /

② 役員の任期

理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する /

監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する /

(9) 創立費及びその償却方法

創立費用は100万円以内とし、初年度で全額を償却する /

平成29年6月27日 /

京都生コンクリート協同組合連合会

発起人代表 京都市南区東九条明田町8番地
京都生コンクリート協同組合
代表理事 井辻 喜和

発起人 京都府宇治市大久保町平盛67番地2
洛南生コンクリート協同組合
代表理事 毛谷村 秀樹

発起人 京都府宇治市大久保町井ノ尻39番地3
中川ビル2階 /
京都南生コンクリート協同組合
代表理事 福田 茂

発起人 京都市下京区七条通東洞院東入る
材木町499-2 /
第一キョートビル802号室 /
京都中央生コンクリート協同組合
代表理事 二股 純一

初年度事業計画書

平成29年7月1日から

平成30年3月31日まで

京都生コンクリート協同組合連合会

(1) 共同販売に関する事業

本会が、所属員の製造する次の製品を買取り、これを需要者に販売することにより行う。

品名	販売量	単価	金額	販売手数料	備考
生コンクリート	☒ m ³	☒ 円	3,208,750,000円	9,437,500円	販売手数料 ☒ 円/m ³
計	☒ m ³	☒ 円	3,208,750,000円	9,437,500円	

3,218,187,500

(2) 教育及び情報の提供に関する事業

所属員に事業に関する経営及び技術の改善向上並びに組合事業に関する知識の普及を図るため、次の研究会、講習会等の実施及び情報を提供することにより行う。

事業項目	回数	内容
講習会	年 1 回	外部講師を招いて業務に役立つ講習会を実施
研究会	年 1 回	会員の技術委員を中心とした事例研究

(3) 福利厚生に関する事業

所属員及びその家族、従業員の融和を図るため、次の事業を行うこととする。

- ・年間1回及び2回の所属員の従業員同士の親睦会
- ・所属員の慶弔に際し、金員を支給する。

次年度事業計画書

平成30年4月 1日から

平成31年3月31日まで

京都生コンクリート協同組合連合会

(1) 共同販売に関する事業

本会が、所属員の製造する次の製品を買取り、これを需要者に販売することにより行う。

品 名	販売量	単 価	金 額	販売手数料	備 考
生コンクリート	☒ m ³	☒ 円	12,835,000,000円	37,750,000円	販売手数料 ☒ 円/m ³
計	☒ m ³	☒ 円	12,835,000,000円	37,750,000円	

12,872,750,000

(2) 教育及び情報の提供に関する事業

所属員に事業に関する経営及び技術の改善向上並びに組合事業に関する知識の普及を図るため、次の研究会、講習会等の実施及び情報を提供することにより行う。

事業項目	回 数	内 容
先進地等視察	年 1 回	他地域の生コン工場やコンクリート製品製造現場の視察
講習会	年 2 回	外部講師を招いて業務に役立つ講習会を実施
研究会	年 2 回	会員の技術委員を中心とした事例研究
調査・情報提供	年 2 回	会員の技術委員の研究結果の発表を紙面で行う

(3) 福利厚生に関する事業

所属員及びその家族、従業員の融和を図るため、次の事業を行うこととする。

- ・年間1回及び2回の所属員の従業員同士の親睦会
- ・所属員の慶弔に際し、金員を支給する。

(第1事業年度)収支予算書(見積損益計算書)

平成29年7月1日から

平成30年3月31日まで

京都生コンクリート協同組合連合会

収 入 の 部		
I 事業収入	円	
共同販売事業収入	3,208,750,000	
共同販売手数料	9,437,500	
事業収入計	3,218,187,500	
II 賦課金収入		
一般賦課金収入	1,800,000	月額50,000円/4社/9ヶ月
賦課金等収入計	1,800,000	
III 事業外収入		
事業外収入	50,000	備品販売、雑収入
事業外収入計	50,000	
収入総合計	3,220,037,500	

支 出 の 部		
I 事業費	円	
共同販売事業費	3,208,750,000	
広告宣伝費	300,000	新聞広告費、パンフレット制作費等
教育情報事業費	1,000,000	先進地等視察費及び講習会・研修会費
福利厚生事業費	500,000	レクリエーション費及び見舞金
事業費計	3,210,550,000	
II 事業間接費及び一般管理費		
役員報酬		10人×9ヶ月
職員給与手当		2名×9ヶ月
賞与		2名×1回
法定福利費		職員給与・賞与の14.3%相当額
賃借料	1,008,000	①支払家賃 100,000円×9ヶ月 900,000 ②支払リース料(電話・FAXリース)12,000円×9ヶ月分 108,000
旅費交通費	100,000	駐車場代、従業員通勤費、役員旅費
通信費	270,000	電話、FAX、ホームページ維持費30,000円×9ヶ月分
水道光熱費	63,000	7,000円×9ヶ月分
会議費	200,000	理事会、その他各部会、会場・飲み物代
器具備品費	250,000	器具備品費 パソコン・事務用品・消耗品
関係団体負担金	49,500	京都中央会に対する会費5,500円×9ヶ月分
保険料	350,000	
新聞図書費	50,000	
顧問料	900,000	税理士等の顧問料
交際費	200,000	
雑費	200,000	租税公課・支払手数料他
創立費	1,000,000	創立費(創立總會費等)
事業間接費及び一般管理費計	9,441,100	
III 予備費	46,400	
支出総合計	3,220,037,500	
差引残高	0	

初年度資金計画

平成29年7月1日から
平成30年3月31日まで

資金運用		資金調達	
	(千円)		(千円)
1 固定資産投資	55	1 出資金	4,000
2 差引運転資金の増減	3,945		
合 計	4,000	合 計	4,000

固定資産投資内訳

①関係団体出資金等

京都府中小企業団体中央会 55千円

(第2事業年度)収支予算書(見積損益計算書)

平成30年4月1日から

平成31年3月31日まで

京都生コンクリート協同組合連合会

収 入 の 部		
I 事業収入	円	
共同販売事業収入	12,835,000,000	
共同販売手数料	37,750,000	
事業収入計	12,872,750,000	
II 賦課金収入		
一般賦課金収入	480,000	月額10,000円 4社 12ヶ月
賦課金等収入計	480,000	
III 事業外収入		
事業外収入	100,000	備品販売、雑収入
事業外収入計	100,000	
収入総合計	12,873,330,000	

支 出 の 部		
I 事業費	円	
共同販売事業費	12,835,000,000	
広告宣伝費	500,000	新聞広告費、パンフレット制作費等
教育情報事業費	2,000,000	先進地等視察費及び講習会・研修会費
福利厚生事業費	1,000,000	レクリエーション費及び見舞金
事業費計	12,838,500,000	
II 事業間接費及び一般管理費		
役員報酬		×10人×12ヶ月
職員給与手当		×2人×12ヶ月
賞与		×2×2回
法定福利費		職員給与・賞与の14.3%相当額
賃借料	1,344,000	①支払家賃 100,000円×12ヶ月 ②電話・FAXリース12,000円×12ヶ月分
旅費交通費	480,000	駐車場代、従業員通勤費、役員旅費
通信費	360,000	電話、FAX、ホームページ維持費
水道光熱費	84,000	7,000円×12ヶ月
会議費	360,000	理事会、その他各部会、会場・飲み物代
器具備品費	500,000	器具備品費 パソコン・事務用品・消耗品
関係団体負担金	66,000	京都中央会に対する会費5,500円×12ヶ月分
保険料	500,000	
新聞図書費	100,000	
顧問料	2,400,000	税理士等の顧問料
交際費	1,200,000	
雑費	1,000,000	租税公課・支払手数料他
事業間接費及び一般管理費計	33,252,000	
III 予備費	1,578,000	
支出総合計	12,873,330,000	
差引残高	0	

次 年 度 資 金 計 画

平成30年4月 1日から
平成31年3月31日まで

資金運用		資金調達	
	(千円)		(千円)
1 固定資産投資	—	1 増資	—
		2 創立費償却	—
2 差引運転資金の増減	—		
合 計	—	合 計	—

京都生コンクリート協同組合連合会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、会員及びその組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、所属員のために必要な共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、京都生コンクリート協同組合連合会と称する。

(地 区)

第3条 本会の地区は、京都市、向日市、長岡京市、宇治市、城陽市、木津川市、京田辺市、八幡市、綴喜郡及び相楽郡の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会は、事務所を京都市に置く。

(公告方法)

第5条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示してする。

(規約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 所属員の取り扱う生コンクリートの共同販売

(2) 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識

の普及を図るための教育及び情報の提供

(3) 所属員の福利厚生に関する事業

(4) 前各号の事業に附帯する事業

- 2 前項第3号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は10万円を超えてはならないものとする。

第3章 会 員

(会員の資格)

第8条 本会の会員たる資格を有する者は、本会の地区内において生コンクリートの製造の事業を資格事業とする協同組合とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者が組合員になっている協同組合は会員となることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加 入)

第9条 会員たる資格を有する者は、本会の承諾を得て、本会に加入することができる。

- 2 本会は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(自由脱退)

第11条 会員は、あらかじめ本会に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

第 12 条 本会は、次の各号の一に該当する会員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の 10 日前までに、その会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本会の事業を利用しない会員 ✓
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本会に対する義務を怠った会員 ✓
- (3) 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員 ✓
- (4) 本会の事業の利用について不正の行為をした会員 ✓
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした会員 ✓
- (6) 第 8 条第 2 項各号の一に掲げる者が組合員になった会員 ✓

(脱退者の持分の払戻し) ✓

第 13 条 会員が脱退したときは、会員の本会に対する出資額（本会の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各会員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。 ✓

(使用料又は手数料) ✓

第 14 条 本会は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。 ✓

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として理事会で定める。 ✓

(経費の賦課) ✓

第 15 条 本会は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため会員に経費を賦課することができる。 ✓

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。 ✓

(出資口数の減少) ✓

第 16 条 会員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりににおいてその出資口数の減少を請求することができる。 ✓

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき ✓

2 本会は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。 ✓

3 出資口数の減少については、第 13 条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。 ✓

(会員名簿の作成、備置き及び閲覧等)✓

第17条 本会は、会員名簿を作成し、各会員について次に掲げる事項を記載するものとする。✓

- (1) 名称及びその代表者名並びに住所 ✓
- (2) 加入の年月日 ✓
- (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日 ✓
- 2 本会は、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 会員及び本会の債権者は、本会に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、会員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。✓
- 4 会員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本会に届け出なければならない。✓
 - (1) 名称、代表者又は事務所を変更したとき ✓
 - (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき ✓
 - (3) 定款又は規約を変更し、若しくは規約を廃止したとき ✓

(過怠金) ✓

第18条 本会は、次の各号の一に該当する会員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本会は、その総会の会日の10日前までに、その会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。✓

- (1) 第12条第2号から第4号までに掲げる行為のあった会員 ✓
- (2) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした会員 ✓

(会計帳簿等の閲覧等) ✓

第19条 会員は、総会員の100分の3以上の同意を得て、本会に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本会は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。✓

第4章 出資及び持分 ✓

(出資1口の金額及び最低出資口数) ✓

第20条 出資1口の金額は、10万円とする。✓

- 2 会員は、10口以上を持たなければならない。✓

(出資の払込み) ✓

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。✓

(延滞金) /

第22条 本会は、所属員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本会に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利14.6%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分) /

第23条 会員の持分は、本会の正味資産につき、その出資口数に応じて算定する。
2 持分の算定にあたっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員 /

(役員の数等) /

第24条 役員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 理事 8人以上10人以内 /
- (2) 監事 1人又は2人 /

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(役員の任期) /

第25条 役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 / 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

(2) 監事 / 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外理事) /

第26条 理事のうち、会員の役員でない者は、2人を超えることができない。

(員外監事) /

第27条 監事のうち、会員の役員でない者は、1人を超えることができない。

(会長及び副会長の選定)／

第 28 条 理事のうち 1 人を会長、1 人を副会長とし、理事会において選定する。／

(代表理事の職務等)／

第 29 条 会長を代表理事とする。／

- 2 会長は、本会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本会を代表し、本会の業務を執行する。／
- 3 任期の満了又は辞任により退任した会長は、新たに選定された会長が就任するまで、なお会長としての権利義務を有する。／
- 4 本会は、会長その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。／
- 5 会長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。／
- 6 会長は、総会の議決によって禁止されていないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。／
- 7 本会は、代表理事以外の理事に副会長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。／

(監事の職務)／

第 30 条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。／

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。／

(理事の忠実義務)／

第 31 条 理事は、法令、この定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。／

(役員の選挙)／

第 32 条 役員は、総会において選挙する。／

- 2 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。／
- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。／
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。／
- 5 指名推薦の方法により役員の選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。／
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするか

どうかを総会にはかり、出席者全員の同意があった者をもって当選人とする。

(理事及び監事の報酬)

第33条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(顧問)

第34条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第35条 本会に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て本会に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(職員)

第36条 本会に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第37条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は毎事業年度終了後3月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、会長が招集する。

(総会招集の手続)

第38条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各会員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、会員名簿に記載したその会員の住所（その会員が別に通知を受ける場所を本会に通知したときはその場所）に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 本会は、希望する会員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合におい

て、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ。）。

7 第1項の規定にかかわらず、本会は、会員全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

（臨時総会の招集請求）

第39条 総会員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする会員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

2 会員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

第40条 会員は、第38条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その会員の役員又は他の会員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる会員の数は、1人以内とする。

3 会員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

（総会の議事）

第41条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

（総会の議長）

第42条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員のうちから選任する。

（緊急議案）

第43条 総会においては、出席した会員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第38条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

（総会の議決事項）

第44条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第45条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 会員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(理事会の招集権者)

第46条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第47条 会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 本会は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(理事会の決議)

第48条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議決事項）

第49条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- （1）総会に提出する議案
- （2）その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

（理事会の議長及び議事録）

第50条 理事会においては、会長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）招集年月日
- （2）開催日時及び場所
- （3）理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- （4）出席理事の氏名
- （5）出席監事の氏名
- （6）出席会員の氏名
- （7）議長の氏名
- （8）決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- （9）議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- （10）理事会の招集を請求し出席した会員の意見の内容の概要
- （11）本会と取引をした理事の報告の内容の概要
- （12）その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合
 - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、そ

の請求をした理事が招集したものである場合／

③ 会員の請求を受けて招集されたものである場合／

④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした会員が招集したものである場合／

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする／

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容／

② ①の事項の提案をした理事の氏名

③ 理事会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名／

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項、

① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容／

② 理事会への報告を要しないものとされた日

③ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

(委員会)／

第51条 本会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。／

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。／

第7章 会 計

(事業年度)／

第52条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。／

(利益準備金)

第53条 本会は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額（前期繰越損失金がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第55条及び第56条において同じ。）の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。／

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。／

(資本剰余金) ✓

第 54 条 本会は、出資金減少差益（第 13 条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。）をその他資本剰余金として積み立てるものとする。 ✓

(特別積立金) ✓

第 55 条 本会は、出資総額に達するまでは、当期純利益金額の 10 分の 1 以上を特別積立金として積み立てるものとする。ただし、出資総額を超えて積み立てることもできるものとする。 ✓

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。 ✓

(教育情報費用繰越金) ✓

第 56 条 本会は、第 7 条第 1 項第 2 号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、当期純利益金額の 20 分の 1 以上を翌事業年度に繰り越すものとする。 ✓

(配当又は繰越し) ✓

第 57 条 本会は損失をてん補し、第 53 条の規定による利益準備金、第 55 条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを会員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。 ✓

(配当の方法) ✓

第 58 条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における会員の出資額、若しくは会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における会員の出資額及び会員がその事業年度において本会の事業を利用した分量に応じてするものとする。 ✓

2 事業年度末における会員の出資額に応じてする配当は、年 1 割を超えないものとする。 ✓

3 配当金の計算については、第 23 条第 2 項の規定を準用する。 ✓

(損失金の処理) ✓

第 59 条 損失金のてん補は、特別積立金、利益準備金、その他資本剰余金の順序に従ってするものとする。 ✓

(職員退職給与の引当) ✓

第 60 条 本会は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。 ✓

附 則

- 1 設立当時の役員の任期は、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。✓
- 2 最初の事業年度は、第 52 条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。✓

設立同意者名簿及び誓約書

法人名 代表者職氏名	住 所	出資引受 口 数	出資引受 金 額	電話番号	業 種	資本金の額又は 出資の総額	組合員の数
京都生コンクリート協同組合 代表理事 井辻 喜和	京都市南区東九条明田町8番 地	口	万円	075-691 -4255	生コンクリート 製造業	600万円	6人
洛南生コンクリート協同組合 代表理事 毛谷村 秀樹	京都府宇治市大久保町平盛6 7番地3	口	万円	0774-44 -6221	生コンクリート 製造業	200万円	4人
京都南生コンクリート協同組合 代表理事 福田 茂	京都府宇治市大久保町井ノ尻 3-9番地3中川ビル2階	口	万円	0774-46 -4001	生コンクリート 製造業	160万円	4人
京都中央生コンクリート協同組合 代表理事 二股 純一	京都市下京区七条通東洞院東 入る材木町499-2 第一キョートビル802号室	口	万円	075-353 -5556	生コンクリート 製造業	700万円	7人

上記設立同意者名簿記載の4人は、定款第8条に規定する本会員たる資格を有するものであることを誓約致します。

平成29年7月11日

京都生コンクリート協同組合連合会

発起人代表

住 所 京都市南区東九条明田町8番地

法 人 名 京都生コンクリート協同組合

代表者職氏名 代表理事 井辻 喜和